

学生支援 だより

TOHOKU UNIVERSITY
GAKUSEISHIEN
DAYORI

2021.7.29 No.

20



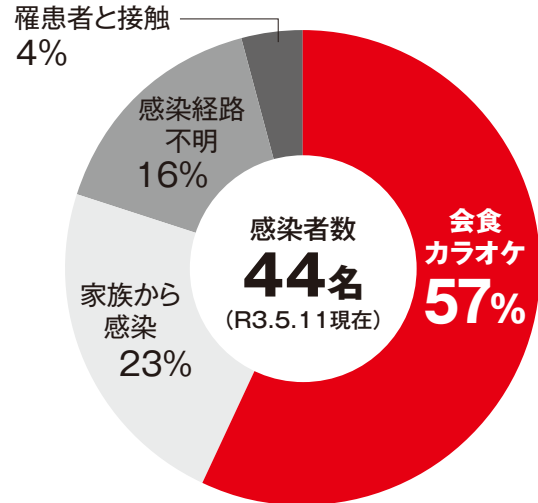
CONTENTS

P1	P2	P3	P4
●新型コロナウイルス 感染防止対策 (会食・カラオケ等の自粛)	●大学生協の利用について	●国民年金保険料学生納付 特例制度の案内について	●交通事故と飲酒事故に 関する注意喚起・イン ターネット(SNSを含 む)利用の注意点

新型コロナウイルス 感染防止対策 (会食・カラオケ等の自粛)

これまでの調査で、本学学生の新型コロナウイルス感染症の感染経路の半数が会食やカラオケであることがわかってきました。大人数での会食や飲酒を伴う食事は大声になりやすく、またカラオケは密閉空間で行われるため感染リスクが高まります。みなさんの自覚と責任のある行動が新型コロナウイルス感染症を最小限に抑えることに繋がりますので、引き続き大人数・長時間の会食・カラオケ・イベントへの参加を自粛しましょう。

本学学生の感染経路



※発症日付近の行動履歴に会食・カラオケの報告があった学生は、全て会食・カラオケに分類しています。



大学生協の利用について

各キャンパスの購買店と食堂の感染防止対策について

各キャンパスの購買店や食堂を運営する東北大学生協同組合では、大学と新型コロナウイルス感染症防止対策の協議を行いながら、利用者の安心と安全を第一に営業を行っています。購買店や食堂では、以下の対策を実施していますので、学生の皆さん自身もマスク着用等の感染防止対策をお願いします。

購買店では、出入口への消毒用アルコール設置、レジの飛沫防止対策シート、セルフレジを増設し、非対面でのキャッシュレス決済ができるようにしています。この他、自宅でご過ごされる学生の皆さん向けに栄養バランスを考えた内製弁当や自家製の冷凍弁当等のサービスを用意しました。

食堂では、座席の間隔を空けて座ってもらい、対面席には飛沫防止用パネル衝立を設置し、黙食を呼びかけています。さらに通常メニューのほか食堂ホール以外でも食事を摂れるようテイクアウト弁当も用意しています。

各種サービスの提供方法や営業時間については、大学のBCPLレベルやキャンパス内の状況に合わせて変更していますので、最新の情報は、東北大生協ホームページ及び各キャンパスの店頭にてお知らせします。

ご不便をお掛けすることもあるかと思いますが、引き続き、学生の皆さんのご理解とご協力をお願いするとともに、各キャンパスの購買店や食堂を安心して利用してください。



国民年金保険料学生納付特例制度の案内について

20歳になると国民年金法に基づき、国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられます。20歳以上の学生の皆さんは自分の年金支払状況について、父母等の保証人に確認しましょう。

もし、保証人が保険料を納付している場合や自らアルバイトの給与収入等により保険料を納付している場合は該当しませんが、年間の所得が少ない学生(目安は前年所得128万円以下)については、在学中の保険料納付が先送り(猶予)できる「**学生納付特例制度**」が設けられています。

同制度の申請については、学生支援課③番窓口で手続きが可能です。将来、受け取ることのできる年金が減額され、不利益とならないように「**学生納付特例制度**」の申請をしましょう。

1 現状の年金制度において、65歳になると年金を受け取ることができます。年金を受け取るための条件は、「保険料を納付した期間」+「保険料を免除された期間」=10年以上となります。

※学生納付特例制度の承認を受けた期間については、保険料の納付を最大10年まで先送りできます。

2 学生納付特例制度の申請をしないと以下の不利益が生じます。 ※現状の制度の場合

- 申請手続きをせず、保険料を未納した場合
→ 将来の年金受給額が、年間20,000円×未納年数分、減額されます。
- 病気やケガで障害が残った場合、障害基礎年金を受け取ることができません。

3 前年度分を未申請の方、また、住民票の住所を仙台市に異動していない方も申請可能です。

4 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方については、下記の問い合わせ先に別途連絡してください。

5 申請の手続き及び申請書の記載について

- 申請書の用紙は学生支援課③番窓口にあります。日本年金機構ホームページでダウンロードも可能です。
- 窓口で申請書を記載する場合は、学生証及び次のいずれかを持参してください。
① 年金手帳、② 基礎年金番号通知書、③ マイナンバーカード、④ 個人番号通知書
- 基礎年金番号を記載した申請書の場合は、学生証(写)を同封のうえ以下の問い合わせ先に郵送でも受付可能です。(マイナンバーを記載した申請書は郵送不可。)

6 日本年金機構ホームページに学生の皆さんを対象とした以下の動画を掲載しています。

※国民年金機構ホームページ→20歳到達時の国民年金手続き

- (1) 公的年金制度とは、「国民年金の内容やメリット編」
- (2) 国民年金の加入について
- (3) 国民年金保険料の納付について「保険料の納付方法編」
- (4) 国民年金保険料の学生納付特例制度や免除・納付猶予制度について
 - ① 学生納付特例編
 - ② 免除・納付猶予編
 - ③ 新型コロナウイルス感染症関係の特例免除編



問い合わせ先

教育・学生支援部学生支援課生活支援係

川内北キャンパス 教育・学生総合支援センター1階③番窓口

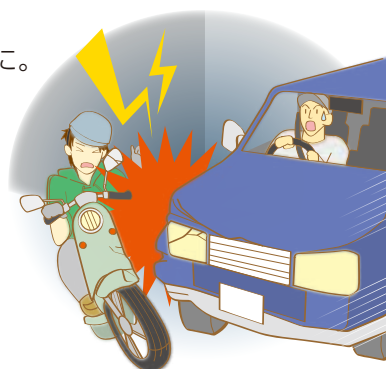
(郵送の場合)〒980-8576 仙台市青葉区川内41 TEL.022-795-7766

交通事故と飲酒事故に関する注意喚起・インターネット(SNSを含む)利用の注意点

交通ルールを守りましょう

オンライン授業と並行して対面授業が行われるようになり、自転車やバイクで通学する機会が増えてきたと思います。自転車・バイクでの交通事故で加害者にならないよう、気を付けましょう。

- 経路や時間、スケジュールは、事前に確認を。余裕をもった行動を心掛けましょう。
- 体調管理をしっかり。睡眠不足や休憩なしは厳禁です。
- 保険(自動車・バイク)に必ず加入しましょう。補償内容も忘れずに確認するように。
- 法令を順守しましょう。
- もし、事故を起こしてしまったら…



お酒との関わり方について

令和4年度から成年年齢が18歳に引き下げられ、新しい生活様式、オンライン飲み会などの変化が訪れる中、あらためてお酒との関わり方について見直しましょう。

- 20歳未満者の飲酒は法律で禁止されています。
※外国人であっても日本国内では、日本の法律が適用されます。
- 体調と相談しながら飲酒の量やペースをコントロールしましょう。
人によって、またその時の体調によって適量が異なります。
- アルコールハラスメントや早飲み競争、イッキ飲みなどをやってはいけません。
- 迷惑行為をしないように気をつけましょう。
※酔いがまわり、大声で騒いだり、他人に抱きついたりするなどの迷惑行為が報告されています。



インターネット(SNSを含む)利用の注意点

新型コロナウイルス感染症により、オンライン授業が実施されるようになったことでSNSを含むインターネットが更に身近なものになったことと思います。インターネットはとても便利なツールではありますが、使い方を間違えると自分だけでなく周りをも危険に巻き込む可能性があります。

- 個人情報漏洩する ■誹謗中傷を受ける
- 見られたくない写真等の拡散
- 他人について上記のような投稿をすることで、加害者にもなり得る

SNSを利用するときは、そのリスクを理解し、被害者にも加害者にもならないように注意することが必要です。

